特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年8月14日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務					
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。					
③システムの名称	ふるさと納税管理システム(ふるさとdo) 国税連携システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名 					
ワンストップ特例控除申請情報	- プファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項及び第3項、第19条第2号、別表第一の16の項 2.地方税法 附則第7条第5項及び第12項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署					
①部署	高砂市政策部シティプロモーション室					
②所属長の役職名	シティプロモーション室長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市役所 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 079-443-9068(直通)					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市役所 政策部 シティプロモーション室 079-451-6796(直通)					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	17年7月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年7月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワーク	システムを通じた	≿入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	გ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去	
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>	
判断の根拠	中請有がらくイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの確認あよい粒 プリを複数人で行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策		
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	事務取扱者にはサイバーセキュリティ研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月 8日	Ⅱしきいち判断項目 1.対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事後	見直しによる修正
令和5年6月 8日	Ⅱしきいち判断項目 2.取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事後	見直しによる修正
令和6年11 月14日	Ⅱしきいち判断項目 1.対象人数	2023/4/1	2024/10/1	事後	見直しによる修正
	Ⅱしきいち判断項目 2.取扱者数	2023/4/1	2024/10/1	事後	見直しによる修正
	IVリスク対策 8人手を介在させる作業		【人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か】 十分である 【判断の根拠】 申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの確認および紐づけを複数人で行っている。		追加項目
令和6年11 月14日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えら れる対策		【最も優先度が高いと考えられる対策】 9)従業員に対する教育・啓発 【当該対策は十分か】 十分である 【判断の根拠】 事務取扱者にはサイバーセキュリティ研修を実施している。		追加項目
令和7年7月 29日	Ⅱしきいち判断項目 1.対象人数	2024/10/1	2025/7/1	事後	見直しによる修正
	Ⅱしきいち判断項目 2.取扱者数	2024/10/1	2025/7/1	事後	見直しによる修正